

春の光と残雪のスペクタクル。3月だけの特別フライト



富士山・日本アルプス

日本海沿岸を飛ぶチャータ機は糸魚川沖で左旋回。白馬、剣、立山、燕、槍、穂高、木曽駒、そして富士。残雪をまとう、名立たる名峰が窓外を流れていく。

2時間10分絶景フライト
旅行日 2026年3月18日(水)出発／9:40発 11:50着

山形空港発着。歩行不要の遊覧飛行です。
富士山上空では「8」の字形に飛行しますので、いずれの席からも富士山が眺められます。



(使用写真はイメージです)

■旅行代金：1名様あたり**36,000円**
(おとな子供同額)

令和八年は午年ご縁年～空から“遙拝”

■利用航空会社：FDAフジドリームエアラインズ チャーター便
※予めご了承の上お申し込みください。

■申込単位：偶数の人数（2名・4名・6名…）でお申し込みとなります。

■席の希望はお受けできません。（※基本人気のある席からの先着順となります）

■万一天候不順により景色が見られない場合もございます。

※旅行者の体調によって参加をご遠慮いただく事がございます。その際は所定の取消料をいただきます。

■最少催行人員：各65名様（募集人員：80名様）

■食事条件：なし

■添乗員：同行いたします

参加者全員に「大社御守」と「御くじ餅」並びに「搭乗証明書」を差し上げます



日 次	日 程
3月18 日 (水)	山形空港集合：(特設カウンターで搭乗案内) 9:00集合
	山形空港 → (チャーター便遊覧飛行)日本アルプスを越え富士山へ → 山形空港 9:40 発 11:50 着



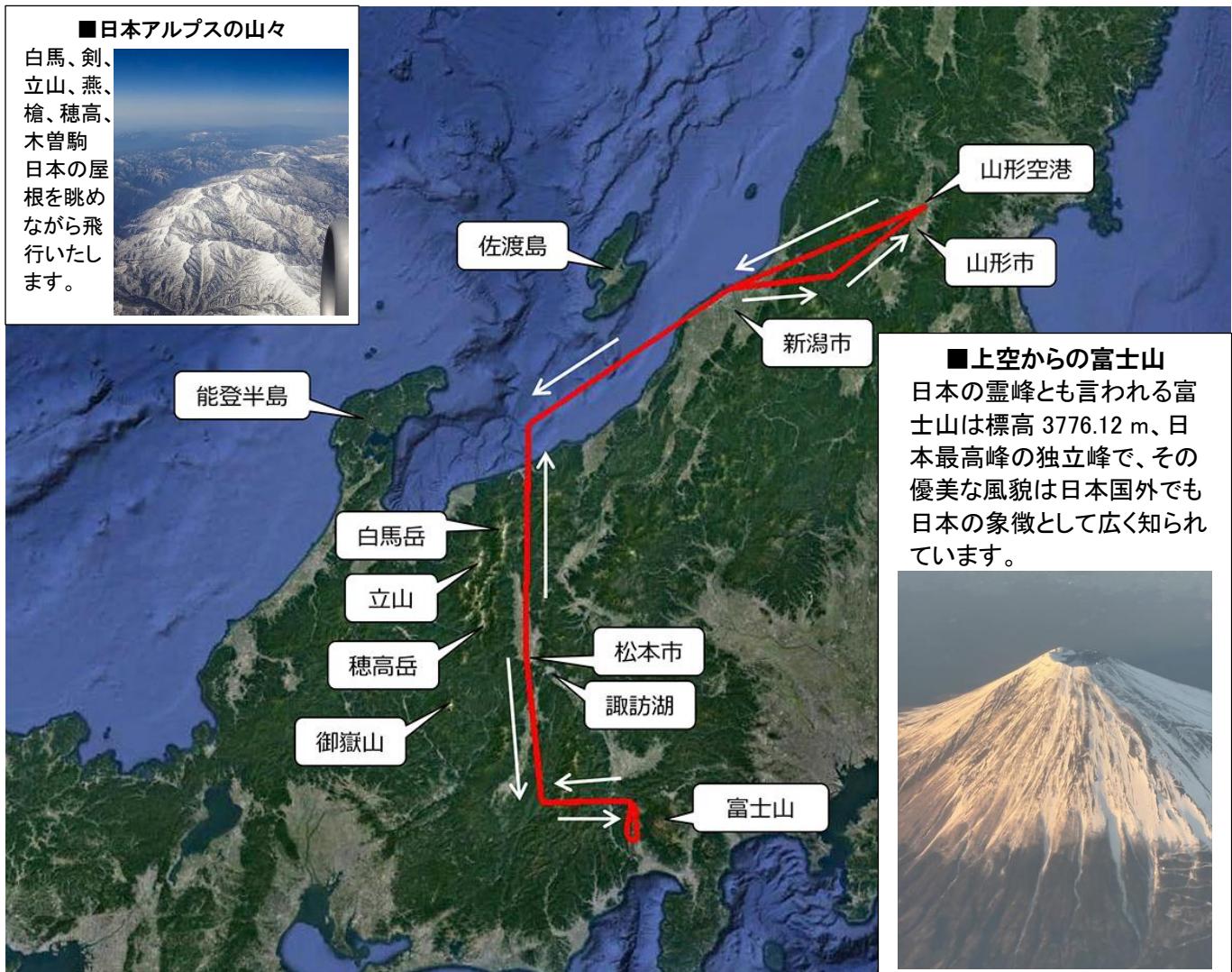
全コース添乗員がご案内

「旅行介助士」の資格を持った添乗員が同行いたします。
旅行中の「歩行不安」解消に努めています。予めご相談ください。



この国の旬へ
山形空港からひっ飛び
・令和ニッポン旅・

山形－富士山フライト 飛行ルート



旅行条件(要約) ※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込み下さい。

1.この旅行は山新観光株式会社（以下「当社」という）が旅行企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は募集型企画旅行契約を締結することとなります。

2.旅行の申込みは所定の申込書に記入し、下記申込金を添えてお申込み下さい。申込金は、旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部として取り扱います。

旅行代金 (ひとり)	1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満
お申込金	全額	10,000円	20,000円	30,000円

3.旅行契約の成立時期はお客様との募集型企画契約は当社が契約の締結を承認し、申込金を受取した時に成立するものといたします。

4.旅行代金のお支払いは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前までにお支払いいただきます。21日前以降にお申し込みされた場合は申込み時に全額お支払いいただきます。

5.旅行代金に含まれるもの
旅行代金には旅行日程表に明示された以下のものが含まれます。①利用運送機関の運賃・料金（注釈のない限り航空機は普通席）②食事料金③消費税等諸税及びサービス料

6.旅行代金に含まれないもの[前項に掲げるものは旅行代金に含まれません。（一例）各コースに含まれない交通費等の諸費用、個人的性質の諸費用、オプショナルプラン（別途料金）の代金等。]

7.取消料

旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりに付き下記の料率で取消料をいただきます。取消は、お申込を受けた当社または販売会社営業時間のみ受け付けます。営業時間は必ず事前にご確認ください。※日帰り旅行に関しては10日前となります。

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除無価格不参加
	21日前まで	20日～8日前まで	7日～2日前まで			
取消料 (ひとり)	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

8.当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に15%を限度として変更保証金を支払います。詳しくは別途交付する旅行条件書及び旅行業約款でご確認ください。

9.確定書面はご出発の前日から起算してさかのぼって7日前（特定の場合は当日）までに交付いたします。

10.当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させたもの（以下「手配代行者」）が故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を補償します。

11.当社は、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって生命・身体に障害を被られたときは、旅行業約款特別補償規定により、死亡保障金として1500万円、及び入院見舞金として2万円～20万円、通院見舞金として1万円～5万円を支払います。

12.お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

13.当社及び受託販売会社は、旅行申込みの際、申込書に記載いただいたお客様の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、パスポート内容など）について、お客様との間の連絡・発送、旅行における運送、宿泊機関等の提供するサービス・手配のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

14.この旅行条件は2026年1月1日を基準日としています。又、旅行代金は2026年1月1日現在の有効な運送・規則を基準として算出しております。

国内旅行傷害保険
加入のおすすめ
より安心して旅行をしていただくため、
国内旅行傷害保険の加入をおすすめします。

●旅行企画・実施 観光庁長官登録旅行業第127号 一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員

 山新観光株式会社

本社／〒990-0047 山形市旅籠町二丁目5-12 山形メディアタワー
TEL023-622-4555 FAX023-641-1663

協議会会員 総合旅行業務取扱管理者 佐藤真美

ネットなら24時間申込み受付

お申し込みは

山新観光



お申し込み・
お問い合わせは

023-622-4555

営業時間：平日 月曜～金曜 10:00～13:00
14:00～17:00 (土・日・祝祭日は休み)

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引きに関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく左記旅行業務取扱管理者にお訊ね下さい。